

松阪市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 松阪市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	小野処理区：平成12年5月14日（16年） 高木処理区：平成14年4月1日（14年） 須賀川北処理区：平成9年4月1日（19年）	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適
処理区域内人口密度	小野処理区：16.6人/ha 高木処理区：26.0人/ha 須賀川北処理区：18.3人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	3処理区(小野処理区、高木処理区、須賀川北処理区)		
処 理 場 数	3処理場(小野地区汚水処理施設、高木地区汚水処理施設、須賀・川北クリーンセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

使用料体系の 概要・考え方	基本料金+加算料金 基本料金：1戸につき3,240円 (ただし、1戸における施設の使用人数が1人の場合は3,240円に10分の3を、2人の場合は10分の7を乗じて 得た額) 加算料金(人数割)：1人につき540円				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度	4,860 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度	3,039 円
	平成26年度	4,860 円		平成26年度	3,235 円
	平成25年度	4,860 円		平成25年度	3,286 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1人
事業運営組織	農村整備課が運営を行っている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設管理業務委託
	イ 指定管理者制度	該当無し
	ウ PPP・PFI	該当無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

--

2. 経営の基本方針

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持と農村の生活環境の改善を図り、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水、汚泥を処理する施設を整備する。そして、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会を形成することを目的としています。以上のことを実現するため、施設の修繕を計画的に行い適切な維持管理に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

資本的支出については、起債償還金の元金から計上した。

今回の策定においては、長寿命化、更新及び改修については考慮しないものとした。

② 収支計画のうち財源についての説明

使用料については、定額制であることから、平成27年度使用料及び松阪市生活排水処理基本計画にある処理形態別人口算出結果をもとに予測した。

収支均衡を図るために、使用料だけでは賅えない部分は一般会計からの繰入金で賅うものとした。

資産活用については、H28.3.31現在で接続率が94.6%となっており、人口も減少していくと考えられるため、接続戸数の増による収入増は見込まないものとした。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

中期財政見通しを作成する際に使用している各処理場にかかる維持管理費の合計額を計上した。

平成30年度に各処理場の機能診断を実施し、平成32年度～平成42年度までの維持管理計画を立てる予定である。今回の策定では未実施のため、機能診断の結果は反映されていない。

職員給与については、数年ごとに人事異動があり予測が困難であることから、今回の策定では平成29年度以降は一定とした。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

投資の平準化に関する事項	平成30年度に実施する各処理場の機能診断を踏まえ、適切な維持管理に向けての投資方法を検討していく必要がある。
--------------	--------------------------------------------------------

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	社会情勢の変化を考慮しながら、計画的な見直しを行っていく必要がある。
資産活用による収入増加の取組について	接続率を上げることが一つの方法であると考えられるが、処理人口の増加は見込めず、接続率を上げることは困難である。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

動力費に関する事項	機器の取り換えの際には、動力費が極力かからないものにするように努める。
修繕費に関する事項	適切な維持管理に努めておりますが、平成30年度に各処理場の機能診断を行うため、それを踏まえ、修繕が必要な箇所及び優先順位を再度見直し、実施していく。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	5年ごとに見直しを行い、事後検証及び更新をしていく。
---------------------	----------------------------

経営比較分析表

三重県 松阪市

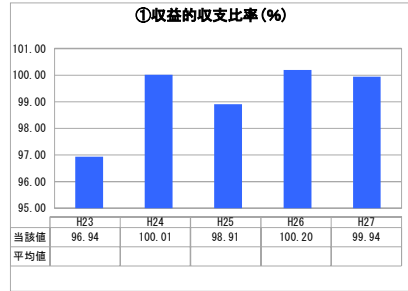
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.61	100.00	4,860

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
167,443	623.66	268.48
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,012	0.50	2,024.00

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



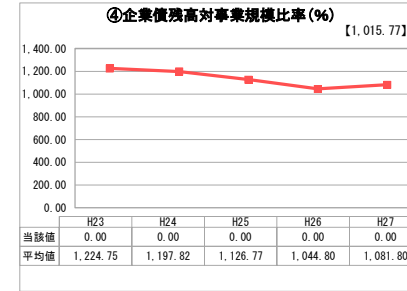
「単年度の収支」



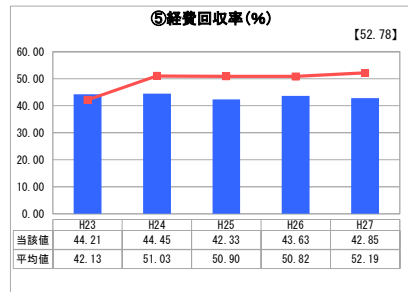
「累積欠損」



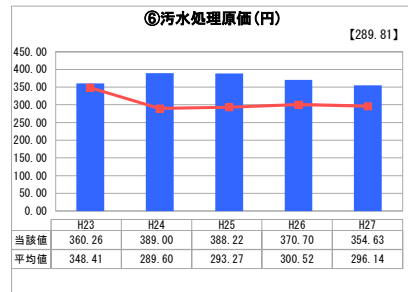
「支払能力」



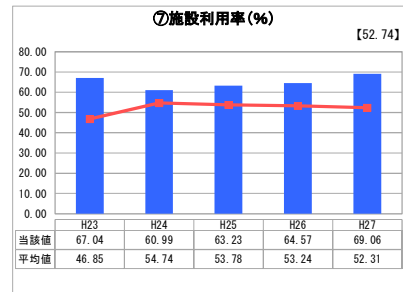
「債務残高」



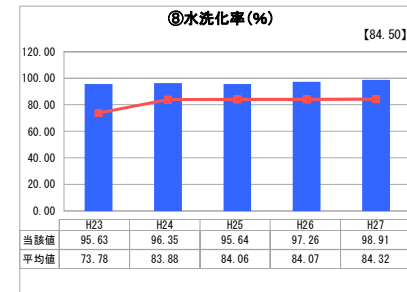
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

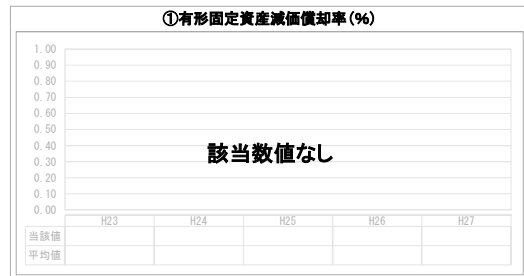


「施設の効率性」

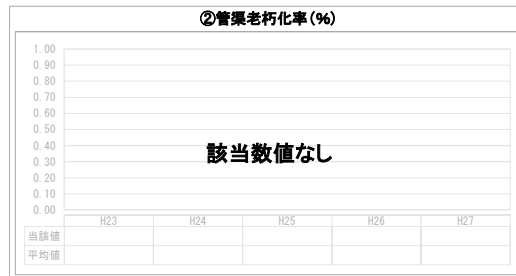


「使用料対象の捕捉」

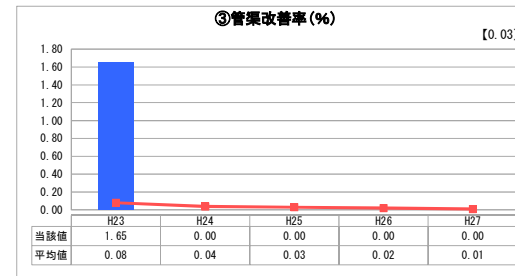
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①収益的収支比率については、毎年度100%前後を推移しているが、これは、維持管理費や償還金を料金収入だけでなく一般会計からの繰入金で賄っているためである。
- ④企業債残高対事業規模比率については、0.00%となっているが、これは、償還金のすべてを一般会計からの繰入金で賄っているためである。
- ⑤経費回収率については、類似団体平均と比較すると低くなっている。本市の農業集落排水施設は供用開始から20年近く経っている。計画的な維持管理に努めているが、施設の維持管理にかかる費用が高くなっている。
- ⑥汚水処理原価については、類似団体平均と比較すると高くなっている。⑤経費回収率と同様に、施設の維持管理にかかる費用が高くなっている。
- ⑦施設利用率については、類似団体平均と比較すると、高くなっている。
- ⑧水洗化率については、類似団体平均と比較すると高くなっている。しかし、区域内人口及び水洗化人口は年々減少している。

2. 老朽化の状況について

- ③管渠改善率については、本市の農業集落排水施設は、供用開始からもっとも年月の経った施設でも平成に入ってからであることから、現時点では、管渠についての更新等は考えていない。

全体総括

類似団体平均と比較し、本市は経費回収率が低く、汚水処理原価が高くなっている。今後、人口の減少による使用料収入の減少、施設の老朽化による維持管理費の増加が予測される。定期的な機能診断を行い、計画的な維持管理スケジュールを立て、実施していく必要がある。また、料金体系については社会情勢の変化を考慮しながら、計画的な見直しを行っていく必要がある。今後、処理人口の増加が見込めず、施設利用率の向上は困難である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度												
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)	平成36年度 (2024)	平成37年度 (2025)	平成38年度 (2026)	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	67,825	69,844	75,542	84,477	72,603	69,565	69,563	67,261	68,843	64,013	65,720	62,476	
		(1) 営 業 収 益 (B)	17,059	16,763	16,451	16,139	15,827	15,531	15,219	14,907	14,595	14,299	13,987	13,681
		ア 料 金 収 入	17,059	16,763	16,451	16,139	15,827	15,531	15,219	14,907	14,595	14,299	13,987	13,681
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	50,766	53,081	59,091	68,338	56,776	54,034	54,344	52,354	54,248	49,714	51,733	48,795
		ア 他 会 計 繰 入 金	50,459	52,723	58,822	68,060	56,487	53,755	54,094	52,078	53,962	49,429	51,381	48,515
	イ そ の 他	307	358	269	278	289	279	250	276	286	285	352	280	
	2 総 費 用 (D)	47,163	48,750	54,331	51,144	49,695	46,066	45,456	43,195	45,288	43,174	46,131	43,179	
		(1) 営 業 費 用	38,440	40,315	46,456	43,828	42,938	39,887	39,885	38,243	40,938	39,380	42,792	40,252
		ア 職 員 給 与 費	4,440	3,664	4,851	4,851	4,851	4,851	4,851	4,851	4,851	4,851	4,851	4,851
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	34,000	36,651	41,605	38,977	38,087	35,036	35,034	33,392	36,087	34,529	37,941	35,401
		(2) 営 業 外 費 用	8,723	8,435	7,875	7,316	6,757	6,179	5,571	4,952	4,350	3,794	3,339	2,927
ア 支 払 利 息		7,356	6,828	6,285	5,726	5,152	4,560	3,952	3,333	2,731	2,175	1,720	1,308	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他	1,367	1,607	1,590	1,590	1,605	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	20,662	21,094	21,211	33,333	22,908	23,499	24,107	24,066	23,555	20,839	19,589	19,297		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)			564										
		(1) 地 方 債												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金												
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金			564										
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	20,703	21,231	21,775	33,333	22,908	23,499	24,107	24,066	23,555	20,839	19,589	19,297	
		(1) 建 設 改 良 費				11,000								
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	20,703	21,231	21,775	22,333	22,908	23,499	24,107	24,066	23,555	20,839	19,589	19,297
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 20,703	△ 21,231	△ 21,211	△ 33,333	△ 22,908	△ 23,499	△ 24,107	△ 24,066	△ 23,555	△ 20,839	△ 19,589	△ 19,297		

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
	(E)+(I)	(J)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 41	△ 137										
積 立 金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	178	137										
前年度繰上充用金		(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	137											
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)		137											
	(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$													
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額		(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	17,059	16,763	16,451	16,139	15,827	15,531	15,219	14,907	14,595	14,299	13,987	13,681
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額		(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高		(W)												
地 方 債 残 高		(X)	292,875	271,644	249,869	227,536	204,628	181,129	157,022	132,956	109,401	88,562	68,973	49,676

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
			(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)
収益的収支分			50,459	52,723	58,822	68,060	56,487	53,755	54,094	52,078	53,962	49,429	51,381	48,515
	うち基準内繰入金		28,046	28,046	28,045	28,046	28,045	28,046	28,046	27,385	26,271	23,000	21,296	20,592
	うち基準外繰入金		22,413	24,677	30,777	40,014	28,442	25,709	26,048	24,693	27,691	26,429	30,085	27,923
資本的収支分														
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
合 計			50,459	52,723	58,822	68,060	56,487	53,755	54,094	52,078	53,962	49,429	51,381	48,515